

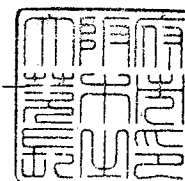
茨木市公告第5号

茨木市次期ごみ処理施設整備方針検討業務に係る
プロポーザル公告について

茨木市次期ごみ処理施設整備方針検討業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和8年4月17日

茨木市長 福岡 洋



1 業務概要

(1) 目的

茨木市における次期ごみ処理施設整備の基本的な方向性を定めるに当たり、関係法令を遵守し、関連する上位計画等を踏まえ、情報の収集や整理、検討、取りまとめ等を行う。将来計画されるごみ処理施設整備や運営に向けて必要となる基本的事項を整理するとともに、今後の施設整備が円滑に図れるよう基礎資料として整備方針を検討する。

(2) 業務名

茨木市次期ごみ処理施設整備方針検討業務

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2 当該業務の予算額等

11,601,000円(税込)

提案額(参考見積額)が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積(本見積)の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

(1) 茨木市(以下「市」という。)の物品等、建設工事及び測量・建設コ

ンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 過去5年間において、本業務と同種または類似の業務で請負金額が5,000,000円以上の業務の履行実績があること。

なお、同種の業務とは、ごみ処理施設整備に係る基本構想及び基本計画等の策定前の現状分析及び調査に関する業務をいい、類似の業務とは、基本構想及び基本計画等の策定に関する業務をいう。

4 プロポーザル実施要項について 別紙のとおり

5 日程

質問期限 令和8年4月22日（水）正午まで（必着）

質問に対する回答 令和8年4月28日（火）

参加申込期間 令和8年4月17日（金）午前9時から

令和8年5月8日（金）午後5時まで

（厳守）

※ 土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。

参加資格審査結果通知 令和8年5月12日（火）

企画提案書提出期間 令和8年5月13日（水）午前9時から

令和8年5月22日（金）午後5時まで

（厳守）

※ 土日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。

第1次審査 令和8年5月25日（月）

審査結果通知 令和8年5月27日（水）

第2次審査 令和8年6月1日（月）（予定）

審査結果通知 令和8年6月5日（金）（予定）

契約締結
業務開始

令和8年6月中旬(予定)
令和8年6月中旬(予定)

6 担当部署

茨木市 暮らし産業環境部環境政策課 担当：三好、濱田

TEL 072-620-1644 (直通)

FAX 072-627-0289

E-mail: kankyoseisaku@city.ibaraki.lg.jp